

**22年受験 真島の Q&A で全科目をまるごとやっつけろ！**  
**法改正事項**

**第1章 労働基準法**

頁	該当箇所	改正前	改正後
P26	Q56A	貯蓄金の管理、賃金の一部控除	貯蓄金の管理、賃金の一部控除 <b>※労使協定が必要な事項として、代替休暇の付与、年次有給休暇の時間単位取得</b> が加わり、1カ月単位の変形労働時間制、フレックスタイム制、1年単位の変形労働時間制、1週間単位の非定型的変形労働時間制、一斉休憩の適用除外、時間外・休日労働（36協定）、事業場外労働のみなし労働時間制、専門業務型裁量労働制、年次有給休暇の計画的付与、年次有給休暇の賃金を標準報酬日額とする場合と合わせて <b>14種類</b> となった。

**第2章 労働安全衛生法**

頁	該当箇所	改正前	改正後
P70	Q15A	(3) 結核発病のおそれがない者のかくたん検査	(3) 40歳未満の労働者（20歳・25歳・30歳及び35歳の者を除く。）で感染症法及びじん肺法に定める一定の者以外の者の胸部エックス線検査及びかくたん検査

**第3章 労働者災害保険法**

頁	該当箇所	改正前	改正後
P90	Q34	104,960円	104,730円
	表中	56,930円	56,790円

頁	該当箇所	改正前	改正後
P90	Q35	104,960 円→52,480 円 56,930 円→28,470 円	104,730 円→52,370 円 56,790 円→28,400 円

#### 第4章 雇用保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後				
P108	Q7A	表の最下段に追記	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船員法1条に規定する事業</td> <td>法人組織の代表者等である船員</td> </tr> </tbody> </table>	対象	具体例	船員法1条に規定する事業	法人組織の代表者等である船員
対象	具体例						
船員法1条に規定する事業	法人組織の代表者等である船員						
P126	Q9A	(1)季節的に雇用される者 ～ (2)短期の雇用に就くことを常態とする者 ～	季節的に雇用されるものうち以下のいずれにも該当する者以外の者 (1)4カ月以内の期間を定めて雇用される者 (2)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者				
P127	Q10A	(2)30日以内の期間を定めて雇用される者。ただし、この者が～	(2)30日以内の期間を定めて雇用される者。ただし、この者が、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されたときは、公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、日雇労働者に該当しない。				
P127	Q10A	(1)日々雇用される者 (2)30日以内の期間を定めて雇用される者 ※連続する2月において各月とも18日以上、同一の事業主の適用事業に雇用された者は、原則として除かれる。	(1)日々雇用される者 (2)30日以内の期間を定めて雇用される者 ※連続する2月において各月とも18日以上、同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者は、原則として除かれる。				
P127	Q13A	(2)6カ月以上引き続き雇用されることが見込まれること	(2)31日以上引き続き雇用されることが見込まれること				
P128	Q18Q	季節的に雇用される者や短期の雇用に就くことを常態とする者が被保険者とならない場合は？	季節的に雇用される者が被保険者とならない場合は？				

頁	該当箇所	改正前	改正後
P 128	Q18A	短時間勤務である場合。週所定労働時間が 30 時間以上である場合は、短期雇用特例被保険者となる。	(1)短時間勤務である場合 ⇒週所定労働時間が 30 時間以上である場合は、短期雇用特例被保険者となる。 (2) 4 カ月以内の期間を定めて雇用される場合
P128	Q19A	公共職業安定所長の認可を受けたとき等	(1) 公共職業安定所長の認可を受けたとき (2) 30 日以内の期間を定めて雇用される者が、同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されたとき（公共職業安定所長の認可を受けた場合を除く）
P 128	Q20Q	季節的事业に使用される者の取扱いは？	季節的に雇用される者の取扱いは？
P 128	Q20A	4 箇月以内の期間を予定して行われる季節的事业に使用される場合は、被保険者とならない。	以下のいずれにも該当しない場合は、短期雇用特例被保険者となる。 (1) 4 箇月以内の期間を定めて雇用 (2) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満
P 128	Q21Q A	削除	
P 129	Q30A	次のいずれにも該当するときは～ (1) 1 週間の～ (2)一の派遣元事業主～	次のいずれにも該当するときは、被保険者となる。 (1) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 (2)一の派遣元事業主に 31 日以上引き続き雇用されることが見込まれる
P160	Q8A	右記を追記	※国庫は、平成 21 年度における求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。）に要する費用の一部に充てるため附則第 13 条第 1 項に規定する額のほか、3,500 億円を負担する。
P 163	Q20Q	4 箇月以内の期間を予定して行われる季節的事业に雇用される者は、短期雇用特例被保険者となる。	4 箇月以内の期間を定めて季節的に雇用される者は、短期雇用特例被保険者となる。
P 163	Q20A	× 4 箇月以内の期間を予定して行われる～（6 条）	× 4 箇月以内の期間を定めて季節的に雇用される者は、適用除外に該当するので、短期雇用特例被保険者とはならな

			い。(6条)
--	--	--	--------

## 第5章 労働保険徴収法

頁	該当箇所	改正前	改正後																						
P183	Q5A	表を下記に差し替え																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th colspan="2">平成 22 年度</th> <th rowspan="2">平成 21 年度</th> </tr> <tr> <th>率</th> <th>うち雇用保険 二事業率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>1,000 分の 15.5</td> <td>1,000 分の 3.5</td> <td>1,000 分の 11</td> </tr> <tr> <td>農林水産業の事業 清酒製造の事業</td> <td>1,000 分の 17.5</td> <td>1,000 分の 3.5</td> <td>1,000 分の 13</td> </tr> <tr> <td>建設の事業</td> <td>1,000 分の 18.5</td> <td>1,000 分の 4.5</td> <td>1,000 分の 14</td> </tr> </tbody> </table>		事業の種類	平成 22 年度		平成 21 年度	率	うち雇用保険 二事業率	一般の事業	1,000 分の 15.5	1,000 分の 3.5	1,000 分の 11	農林水産業の事業 清酒製造の事業	1,000 分の 17.5	1,000 分の 3.5	1,000 分の 13	建設の事業	1,000 分の 18.5	1,000 分の 4.5	1,000 分の 14				
事業の種類	平成 22 年度		平成 21 年度																						
	率	うち雇用保険 二事業率																							
一般の事業	1,000 分の 15.5	1,000 分の 3.5	1,000 分の 11																						
農林水産業の事業 清酒製造の事業	1,000 分の 17.5	1,000 分の 3.5	1,000 分の 13																						
建設の事業	1,000 分の 18.5	1,000 分の 4.5	1,000 分の 14																						
P186	表の下	右記を追記	※船舶所有者の事業に係る労災保険率は、1,000 分の 50																						
P191	Q36Q	日本銀行、労働基準監督署を経由するものは？	日本銀行、年金事務所、労働基準監督署を経由するものは？																						
P191	Q38Q	日本銀行を経由するものは？	日本銀行、年金事務所を経由するものは？																						
P196	Q11 A	労働保険料の額につき、年 14.6%の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額（原則）	納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により、労働保険料の額につき、年 14.6%(納期限の翌日から 2 月を経過する日までの期間については、年 7.3%)の割合を乗じて計算した額（原則）																						
P197	Q14A	表を下記に差し替え																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">保険率 (合計)</th> <th colspan="2">雇用保険率</th> <th rowspan="2">雇用保険 二事業率 (事業主負担)</th> </tr> <tr> <th>事業主 負担率</th> <th>被保険者 負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>15.5/1,000</td> <td>6/1,000</td> <td>6/1,000</td> <td>3.5/1,000</td> </tr> <tr> <td>農林水産業・ 清酒製造の事業</td> <td>17.5/1,000</td> <td>7/1,000</td> <td>7/1,000</td> <td>3.5/1,000</td> </tr> <tr> <td>建設の事業</td> <td>18.5/1,000</td> <td>7/1,000</td> <td>7/1,000</td> <td>4.5/1,000</td> </tr> </tbody> </table>			保険率 (合計)	雇用保険率		雇用保険 二事業率 (事業主負担)	事業主 負担率	被保険者 負担率	一般の事業	15.5/1,000	6/1,000	6/1,000	3.5/1,000	農林水産業・ 清酒製造の事業	17.5/1,000	7/1,000	7/1,000	3.5/1,000	建設の事業	18.5/1,000	7/1,000	7/1,000	4.5/1,000
	保険率 (合計)	雇用保険率				雇用保険 二事業率 (事業主負担)																			
		事業主 負担率	被保険者 負担率																						
一般の事業	15.5/1,000	6/1,000	6/1,000	3.5/1,000																					
農林水産業・ 清酒製造の事業	17.5/1,000	7/1,000	7/1,000	3.5/1,000																					
建設の事業	18.5/1,000	7/1,000	7/1,000	4.5/1,000																					

頁	該当箇所	改正前	改正後
P205	Q6A	○条文上は～	○平成22年度は本肢のとおり。

## 第6章 労務管理その他労働に関する一般常識

頁	該当箇所	改正前	改正後
P220	Q59A	右記を追記	※シルバー人材センターについて、平成22年4月1日から届出により、有料の職業紹介事業を行うことができることとなった。
P220	Q61A 表最上 段・右側	障害者のうち身体上の障害がある一定の者	障害者のうち身体上の障害がある一定の者 ※障害に肝臓の機能の障害を加える。
P231	Q64A	右記を追記	(4) 調停の委任 都道府県労働局長は(1)に掲げる紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争解決促進法に規定する紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。事業主は、労働者が調停の申請をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## 第7章 健康保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後
P267	Q17A 3行目	選択しようとする保険者に提出する。	協会を選択しようとするときは厚生労働大臣、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合に提出する。
P269	Q33A 2行目	(2)健康保険の保険者又は共済組合の承認を受けて、国民健康保険に加入している者	(2)厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けて、国民健康保険に加入している者

頁	該当箇所	改正前	改正後
P269	Q36A 2行目	地方社会保険事務局長もしくは社会保険事務所長又は健康保険組合に提出しなければならない。被扶養者がいるときは、被扶養者届を添付しなければならない。	機構又は健康保険組合に提出しなければならない。被扶養者がいるときは、被扶養者届を添付しなければならない(則 24 条)。
P270	Q39A 2行目	地方社会保険事務局長もしくは社会保険事務所長又は健康保険組合に提出しなければならない。	機構又は健康保険組合に提出しなければならない (則 29 条)。
P271	Q47A 1行目	地方社会保険事務局長もしくは社会保険事務所長又は健康保険組合に返納しなければならない。	保険者に返納しなければならない(則 51 条)。
P272	Q54A 1行目	社会保険事務所長等	厚生労働大臣
P272	Q55	被保険者は、被保険者証の記号、番号、氏名、事業所の名称、所在地、被扶養者の異動等があった場合は、被保険者証の改訂を受けるため、被保険者証を遅滞なく事業主を経由して保険者に提出しなければならない。	被保険者は、被保険者証の記号若しくは番号、その氏名、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更(協会が管掌する健康保険にあっては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。)があったときは、遅滞なく、被保険者証を保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする (則 48 条)。
P275	Q10A 1行目	保険者	機構又は健康保険組合
P276	Q17A 2~3行目	保険者	機構又は健康保険組合
P 276	Q 18A	保険者	保険者等
P278	Q2A	保険者等又は健康保険組合	機構、厚生労働大臣又は健康保険組合
P278	Q3A	7月10日まで	7月10日までに機構又は健康保険組合に提出
P278	Q4A	速やかに	速やかに機構又は健康保険組合に提出
P278	Q5A、6A	5日以内	5日以内に機構又は健康保険組合に提出
P278	Q7A	5日以内	5日以内に厚生労働大臣又は健康保険組合に提出

頁	該当箇所	改正前	改正後
P278	Q8A	5 日以内	5 日以内に厚生労働大臣又は健康保険組合に提出
P278	Q11A	10 日以内 選択する社会保険事務所長等又は健康保険組合	10 日以内 厚生労働大臣又は健康保険組合
P278	Q12A	5 日以内 事業主	5 日以内 機構又は健康保険組合（則 29 条）
P279	Q13A	20 日以内 全国健康保険協会の各都道府県支部又は健康保険組合	20 日以内 保険者（則 42 条）
P279	Q14A	5 日以内 全国健康保険協会の各都道府県支部又は健康保険組合	5 日以内 保険者（則 44 条）
P279	Q15A	5 日以内 社会保険事務所長等又は健康保険組合（事業主経由）	5 日以内 厚生労働大臣又は健康保険組合（事業主経由）（則 38 条）
P280	Q21A 1 行目	厚生労働大臣は、	厚生労働大臣及び協会は、
P282	Q33(20) 1 行目	(20)社会保険庁長官	(20)厚生労働大臣
P303	Q26A 4 行目	家族出産育児一時金：1 児につき 35 万円	家族出産育児一時金：1 児につき 39 万円（産科医療補償制度加入病院での出産は、1 児につき 3 万円加算）
P307	Q10 A 5 行目	平成 20 年 10 月の協会設立時の一般保険料率（以下「都道府県保険料率」という。）は、9 月 30 日までの政府管掌健康保険の保険料率（1,000 分の 82）が適用されるが、協会設立後 1 年以内に、都道府県ごとに地域の医療費の反映した保険料率（1,000 分の 30～100）を設定する。 介護保険料率：1,000 分の 11.9	平成 20 年 10 月の協会設立時の一般保険料率（以下「都道府県保険料率」という。）は、9 月 30 日までの政府管掌健康保険の保険料率（1,000 分の 82）が適用されたが、協会設立後 1 年以内に、都道府県ごとに地域の医療費の反映した保険料率を設定する（平成 22 年度の平均保険料率は 1,000 分の 93.4）。 介護保険料率：1,000 分の 15.0
P308	Q14A (1) 8～9 行目	旧政府管掌健保の一般保険料率 1000 分の 82 を用いる）	旧政府管掌健保の一般保険料率 1000 分の 82 を用いられたが、平成 22 年度の平均保険料率は 1,000 分の 93.4 となった）
P311	Q38A	地方社会保険事務局長もしくは社会保険事務所長（社会保険事務所長等）	厚生労働大臣

頁	該当箇所	改正前	改正後
P312	Q42A 3行目	社会保険事務所長等に報告しなければならない。	機構に報告しなければならない。
P313	Q53Q	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P313	Q54 A 1行目	徴収金額につき年 14.6%	徴収金額につき年 14.6%(当該督促が保険料に係るものであるときは、納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年 7.3%)
P315	Q65 項目	社会保険庁長官と協会の連携	厚生労働大臣と協会の連携
P326	Q18Q5 行 目	社会保険事務所長等又は健康保険組合	保険者
P326	Q18A 3行目	98 条他	則 83 条
P327	Q7A 2行目	社会保険事務所長等又は指定市町村長	保険者
P329	Q5A	1,000 分の 11.9	1,000 分の 15.0

## 第8章 国民年金法

頁	該当箇所	改正前	改正後
P335	Q31A	右記を追記	この報告は、所定の書類を当該届出を受理した日から 14 日以内に、機構に送付することによって行わなければならない。
P335	Q32A	右記を追記	※主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持することの認定は機構が行う。
P336	Q36A	14 日以内	14 日以内に、第 1 号被保険者は市町村長に、第 3 号被保険者は機構に提出
P336	Q38A	第 3 号被保険者の配偶者（第 2 号）が異なる被用者年金間で所属を変えた場合 (1) 厚生年金→共済組合等 (2) 共済組合等→厚生年金 (3) 共済組合等→他の共済組合	第 3 号被保険者の配偶者（第 2 号）が異なる被用者年金間で所属を変えた場合、当該事実があった日から 14 日以内に種別確認の届書を機構に提出 (1) 厚生年金→共済組合等 (2) 共済組合等→厚生年金 (3) 共済組合等→他の共済組合

頁	該当箇所	改正前	改正後																					
P343	Q13A 2・4行目	(1) 原則の「老齢基礎年金」(法定額) =780,900円×改定率(1.006)≒785,600 円(平成21年度) (2) 物価スライド特例措置による額= 平成12年改正後の老齢基礎年金満額 804,200円×物価スライド率(0.985)≒ 792,100円(平成21年度)	(1) 原則の「老齢基礎年金」(法定額) =780,900円×改定率(0.992)≒774,700 (平成22年度) (2) 物価スライド特例措置による額= 平成12年改正後の老齢基礎年金満額 804,200円×物価スライド率(0.985)≒ 792,100円(平成22年度)																					
P349	Q19A	(平成21年度価額)	(平成22年度価額)																					
P350	Q22A	(平成21年度価額)	(平成22年度価額)																					
P354	Q8A	(平成21年度価額)	(平成22年度価額)																					
P354	Q9A	右記を追記	※当該改定事由が生じた日から14日以 内に、所定の事項を記載した請求書を機 構に提出する。																					
P354	Q11A	(平成21年度価額)	(平成22年度価額)																					
P358	Q18Q	金額は？(平成21年度)	金額は？(平成22年度)																					
P358	Q18A	表を下記に差し替え																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>月数</th> <th>金額</th> <th>保険料 15,100円×</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月以上12月未満</td> <td>45,300円</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>12月以上18月未満</td> <td>90,600円</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>18月以上24月未満</td> <td>135,900円</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>24月以上30月未満</td> <td>181,200円</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>30月以上36月未満</td> <td>226,500円</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>36月以上</td> <td>271,800円</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>		月数	金額	保険料 15,100円×	6月以上12月未満	45,300円	3	12月以上18月未満	90,600円	6	18月以上24月未満	135,900円	9	24月以上30月未満	181,200円	12	30月以上36月未満	226,500円	15	36月以上	271,800円	18
月数	金額	保険料 15,100円×																						
6月以上12月未満	45,300円	3																						
12月以上18月未満	90,600円	6																						
18月以上24月未満	135,900円	9																						
24月以上30月未満	181,200円	12																						
30月以上36月未満	226,500円	15																						
36月以上	271,800円	18																						
P361	Q6A	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>基本額</th> <th>保険料 改定率</th> <th>決定 保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22 年度</td> <td>14,980 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>基本額</th> <th>保険料 改定率</th> <th>決定 保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22 年度</td> <td>14,980 円</td> <td>1.008</td> <td>15,100 円</td> </tr> </tbody> </table>		年度	基本額	保険料 改定率	決定 保険料	平成22 年度	14,980 円			年度	基本額	保険料 改定率	決定 保険料	平成22 年度	14,980 円	1.008	15,100 円					
年度	基本額	保険料 改定率	決定 保険料																					
平成22 年度	14,980 円																							
年度	基本額	保険料 改定率	決定 保険料																					
平成22 年度	14,980 円	1.008	15,100 円																					
P362	Q14A 2行目	社会保険事務所長等	機構																					
P365	Q41A 1行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣																					

頁	該当箇所	改正前	改正後
P365	Q43 A 1 行目	徴収金額につき年 14.6% (原則)	徴収金額につき年 14.6%(当該督促が保険料に係るものであるときは、納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年 7.3%)
P373	Q22Q 2 行目	社会保険庁長官	機構
P373	Q23Q 3 行目・9 行目	厚生労働大臣	機構
P374	Q2Q 2 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P379	Q17 1 行目	平成 21 年度	平成 22 年度
P381	Q35Q 5 行目	平成 21 年度	平成 22 年度
P381	Q36Q 2 行目	平成 21 年度	平成 22 年度

## 第9章 厚生年金保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後
P397	Q22A	表の上に右記追記	提出先：機構
P398	Q23A 表 中提出先	社会保険事務所長等	機構
P398	Q24A 表 中提出先	厚生労働大臣	機構
P404	Q13A 表下	平成 21 年度	平成 22 年度
P404	Q15A 表下	平成 21 年度	平成 22 年度
P408	Q31 A	・ 48 万円 (表の下を含め 9 箇所) ※数字は平成 21 年度	・ 47 万円に変更 ※数字は平成 22 年度
P411	Q45A 6 行目	48 万円	47 万円
P413	Q13A	平成 21 年度	平成 22 年度
P418	Q11A	平成 21 年度	平成 22 年度

頁	該当箇所	改正前	改正後
P418	Q12A 2行目	平成21年度	平成22年度
P427	Q13A	年14.6%（原則）	年14.6%(当該督促が保険料に係るものであるときは、納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%)
P439	Q35Q 3行目	48万円	47万円
P439	Q35A 3行目	(平成21年度48万円)	(平成22年度47万円)
P441	Q18A 5行目以下	平成21年度の障害基礎年金の～	平成22年度の障害基礎年金の2級の法定額 $774,700 \div 780,900 \times 0.992$ （改定率）。 $774,700 \times 3/4 \div 581,000$ 円。 $581,000$ 円 $\times 2 = 1,162,000$ 円（55条）
P442	Q11A 3行目	(平成21年度は594,200円)	(平成22年度は594,200円)

## 第10章 社会保険に関する一般常識

頁	該当箇所	改正前	改正後
P460	Q28A	100の10（平成20年度及び平成21年度）	100分の10.26

以上